

白川町非常勤の特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日

白川町長 佐伯正貴

白川町規則第14号

白川町非常勤の特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則

白川町非常勤の特別職職員の報酬に関する規則（令和元年白川町規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(附属機関の委員の報酬額) 第2条 条例別表に規定する執行機関の附属機関である審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員の報酬の額は、次のとおりとする。 【別記1 参照】	(附属機関の委員の報酬額) 第2条 条例別表に規定する執行機関の附属機関である審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員の報酬の額は、次のとおりとする。 【別記1 参照】

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

【別記1】

改正後

職区分		報酬
介護保険等運営協議会	会長	日額 6,500円
	委員	日額 6,000円
白川町障がい者計画等策定委員会	委員長	日額 6,500円
	委員	日額 6,000円
白川町予防接種健康被害調査委員会	委員長	日額 6,500円
	委員	日額 6,000円

改正前

職区分		報酬
介護保険等運営協議会	会長	日額 6,500円
	委員	日額 6,000円
白川町予防接種健康被害調査委員会	委員長	日額 6,500円
	委員	日額 6,000円